

佐賀県告示第百八十一号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十日

佐賀県知事 古川 康

第六条第三号に次のように加える。

↳ 東日本大震災緊急対策資金

別表の経営革新支援貸付の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の次①（平成11年法律第18号）②「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の次①（昭和49年法律第57号）②「中小小売商業振興法」の次①（昭和48年法律第101号）②「低開発地域工業開発促進法」の次①（昭和36年法律第216号）②「農村地域工業等導入促進法」の次①（昭和46年法律第112号）②「過疎地域自立促進特別措置法」の次①（平成12年法律第15号）②を加え、同表の経営安定化貸付の項中

| | | | | | | |
|--------|---|---------------------------------------|---------------|--|---|---|
| 災害復旧資金 | 知事が認める特定の地域において、天災又はこれが認めるものによる被害を受け、経営の安定に著しい影響を受けた中小企業者で、当該被害を受けたことに ついて当該事業所の所在地を区域とする市町長その他知事が必要と認めらる者（以下「市町長等」という。）の証明を受けたものが知事が別に定める期間内に災害復旧を行うために必要とする事業資金 | 市町長等が証明する被害金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円） | 運転資金 10年以内 | | 1 原則として、月賦償還とする。 2 1年以上以内の措置期間を置くことができる。 | 保証協会の保証付きとし、保証協会は、物的担保又は連帯保証人を徴求することができる。 |
|--------|---|---------------------------------------|---------------|--|---|---|

を

| | | | | | |
|-------------|--|--|-----------------------|---|---|
| 災害復旧資金 | <p>知事が認める特定の地域において、天災又は知事が認めるものによる被害を受け、影響を受けた中小企業者で、当該被害を受けたことについて当該事業所の市町長その他知事が必要と認めらる者（以下「市町長等」という。）の証明を受けたもの期間内に災害復旧を行うために必要とする事業資金</p> | <p>市町長等証明する被害金額（当該被害金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）</p> | <p>運転資金 10年以内</p> | <p>1 原則として、保証付きとし、必要に協会は、物的担保又は、連帯保証人ことができる。</p> <p>2 1年以内の期間を置くことができる。</p> | <p>1 原則として、保証付きとし、必要に協会は、物的担保又は、連帯保証人ことができる。</p> <p>2 1年以内の期間を置くことができる。</p> |
| 東日本緊急震災対策資金 | <p>東日本大震災に對政するための助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項各号に掲げる中小企業者で、経営の安定に支障を必要とする事業資金</p> | <p>8,000万円</p> | <p>10年以内</p> | <p>1 原則として、償還とす。</p> <p>2 2年以上の期間を置くことができる。</p> | |

②改め。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。